第1325号　【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】　みいけ　（毎月1回15日発行）　1988年11月15日（火）㈡

三池CO裁判記念 連帯基金の設立に当たって

三池労組とCO裁判原告団は、全国の働く仲間に支えられた三池CO裁判の和解による終結に伴い、私たちの全国の働く仲間への感謝の念と、労災・職業病絶滅へのたたかいの決意を込めて、三川鉱大災害二十五周年に当たる本年十一月九日、裁判闘争の和解金の一部を拠出し、労災・職業病闘争を支援する「三池労組CO裁判記念・連帯基金」（略称、三池CO裁判・連帯基金）を設立いたしました。

一、裁判闘争の経過

昭和三十八年十一月九日、三池炭鉱三川鉱でひき起こされた炭塵爆発は、一瞬にして四百五十八名の命を奪い、八百三十九名のCO中毒患者を出す戦後最大の炭鉱災害となりました。この大災害は、歴代の自民党政府による石炭つぶし政策の中で、三井鉱山が組合無視、保安サボ、生産第一主義による徹底した合理化を強行した結果発生した、まさに犯罪的労働災害でした。

三池労組は、この大災害の責任は保安を無視した三井鉱山にあるとして、会社の責任を追及するために四十八年五月十一日、三池労組所属の遺族（百六十三名）被災者（二百五十八名）を原告として、会社に対して損害賠償裁判を提起いたしました。そして、十三年余にわたる苦難のたたかいの末六十一年七月二十日、裁判所の和解勧告を受けて裁判闘争を終結いたしました。

裁判所の和解案は、会社が一殉職者当たり四百万円を支払うことなどを内容とするものであり、到底労働者の生命の代償とはいい難いものでした。また、この和解案によって、遺族・CO患者と家族の怨念と苦痛がなくなり、三井鉱山の社会的・道義的責任が果たされるわけではありません。

しかしながら、三池労組と原告団は、災害の責任を否認し続けてきた会社が、補償金を支払うことによって、事実上その責任を認めたことの積極的意義を評価するとともに、裁判が長期化し、原告団役員も老齢化していることなどから、和解案を受諾し、裁判闘争を終結いたしました。

二、基金設立の経過

1、三池労組のCO闘争は、全国の労働者、労働組合、市民各層の限りない支援と連帯に支えられてたたかってきました。その支援と連帯なくしては、CO特別立法をかちとり、長期かつ困難な裁判闘争をたたかい抜くことはできなかったでありましょう。このことを、三池労組と原告団は深く感謝いたしております。そのため、CO裁判の和解終結の直後、三池労組と原告団の双方から期せずして、全国の労災・職業病闘争支援のために、和解金の一部を三池CO裁判を記念する「連帯基金」として拠出し、全国の皆様方の長期間にわたる支援と連帯への感謝の意を全国の皆様にお訴えすることになりました。

また、三池労組委員会・原告団役員会議において次のような役員を選出いたしました。

同　藤本　正（弁護士・三池CO裁判弁護団・総評弁護団副会長）
専務理事　田口　芳博（三池労組書記長）
理　事　角銅　立身（弁護士・三池CO裁判弁護団）
同　本多　俊之（弁護士・三池CO裁判弁護団）
同　小島　肇（弁護士・三池CO裁判弁護団）
同　小鹿原健二（医師・三池CO医師団・大阪府七山病院）
同　藤田幸次郎（三池CO裁判原告団事務局長）
顧　問　佐伯　静治（弁護士・三池CO弁護団団長、・総評弁護団会長）
顧　問　金子　嗣郎（医師・三池CO医師団・東京都立松沢病院副院長）
理事長　中原　一（三池労組組合長）
副理事長　小川　紘志（三池CO裁判原告団団長）

三、基金の運営

1、この基金は、五千万円の積み立てを目標にしており、すでに三池労組および原告団、さらに弁護団からの拠出金を主とし、その他の寄付金などを含めて、目標額に近い基金を積み立てるに至りました。

2、この基金は、別紙のような基本規定に基づいて、三池労組、原告団、CO闘争にかかわった弁護団・医師団によって運営・管理され、「三池労組のたたかいと三池CO裁判闘争の伝統の上に立って、日本の労働者階級の生命と健康を守り抜き、その権利を擁護する運動に寄与することを目的とする」（基本規定第四条）ものであります。

その目的を達成するために、労災・職業病裁判（闘争）とその他の諸活動に対する支援をおこなうものであり、具体的には、この基金からの貸付けおよび交付金として資金の拠出を予定しております。（なお、別途運営細則を定めます。）

四、基金への協力要請

この基金の性格にふさわしい、労災・職業病裁判（闘争）がありましたら、ご紹介下さい。

以上、本基金設立の経過をご報告し、ご協力をお願いいたします。

一九八八年十一月九日

三池炭鉱労働組合
三池CO裁判原告団
三池CO裁判連帯基金

三池遺族会 定期総会

とき　11月20日（日）午後1時
ところ　三池労組会議室

原告団定期総会

とき　11月27日（日）午後1時
ところ　大牟田労働福祉会館2階

貯炭三百万トン超す

先行き不透明、下期生産会議

今年度下期の中央生産会議が十月十五日に開かれ、大幅な人員・生産の縮小合理化後、初の会議でしたが、中・長期的な今後の生産計画は示されず、下期だけの説明に終始しました。

年間三百万トン体制へ移行しましたが月平均約五万トン貯炭増によって貯炭量は三百万トンを超え、今後の合理化計画は大型払化、機械化とともに賃金制度や職種区分の見直しが進められる状勢になっています。

上期の出炭実績は一、六四二、五二三トン。下期計画は一、五〇〇、〇〇〇トン。人員は上期末二、一〇一人に対して下期末で二、〇三六人（病院、一級職を除く）。下請け人員は坑内で約四六〇人。

これでいいのか 負傷対策会議

負傷者が出ると、現場労働者を集めて対策会議がもたれる。負傷した本人は不在で、施設の欠陥や余裕のない作業実態などは問題にならず、ほとんどの場合、負傷した本人の不注意やミスが原因だとする対策が出されることから、本当の対策会議になっていないことが問題になっている。また、保安部の係長や主席が会議に入り、自由に意見も出せないとの苦情も出ている。（職場新聞『やま』二十一号）

国政選挙 推薦候補を決定

三池労組は十一月一日に開かれた第二回委員会で次期国政選挙の推せん候補を決定しました。

衆議院福岡三区
細谷治通（49歳）新
東大卒、国鉄勤務、現在日本社会党福岡県本部副委員長

衆議院熊本一区
田中昭一（55歳）新
現在熊本県労働組合総評議会議長、全電通熊本県支部委員長

参議院福岡地方区
小野　明（68歳）現
現在日本社会党副委員長、日本社会党福岡県本部委員長

有明鉱 坑内火災 裁判が結審

十月二十七日、有明鉱災害裁判の公判で遺族の代表から最終陳述があり、結審しました。

昭和五十九年一月十八日の有明鉱災害から四月九カ月が経過しました。同年六月二十五日に損害賠償の民事訴訟を起こしましたが、この間に会社や○○などから妨害や圧力がかかりました。

そのために三遺族が裁判をやめ、五遺族十四人が最後まで会社の保安責任を追及し、息子や夫の命を返せ、子供たちに父親を返せと叫びつづけてきました。

満席の法廷では、五人の代表があの寒さの中で、昇坑を待つ家族の不安と悲しみの顔、そしてその心。ふるえながら、共に抱き合って涙にぬれるその胸に、何を語ったのだろうか。

会社の合理化と保安サボが多くの人命を奪い、CO患者を出したのですが、残された者の悲しみと憤りは、押さえきれない怒りとなり、その後のCO闘争をたたかい抜く力になりました。

二十六回目の十一月九日を、また迎えようとしていますが、そのようなことが身を締めつけるように思い浮かんできます。

いろいろなたたかいを進めてきた主婦会ですが、心のつながりを大切にしていかなければなりません。若い主婦会の皆様と共に、今後も家族の一員として手をつないでいきたいと思っています。

「お父さんは死んだの」と聞くので「お父さんは遠い所に行っているよ、大きくなった時、きっと帰ってくるから」と答えたことなどを切々と訴えました。

（一分会・岩下幸男　職場新聞『きずな』十一月十二日発行から）

姿見

窓辺に一人立ちながら、秋風にそよぐコスモスがしなやかに揺れる、その様子をじっと見ています。

きびしい合理化や災害の荒波を乗り越えながら、固い団結の力で手と手をとり共に助け合い、心を一つにしてたたかいを進めて来られている主婦会の皆様に陰ながら声をかけながら、そっと祈る思いです。

命あるかぎり

家族　田中シツエ

私も、もう七十歳の坂を越えてしまったのですが、私たちの歩んできたこの道は、決して無駄ではなかったと思っています。

たたかいの中で結ばれる一人ひとりの心のつながりは、「団結」と口に出して言うまでもなく、固い〝きずな〟であり、この気持ちは命のあるかぎり語り合うことができます。

私にとっても、そのたたかいの中で共にたたかい、力強く支援していただいたたくさんの仲間との心のつながりは忘れることのできない深い思い出です。
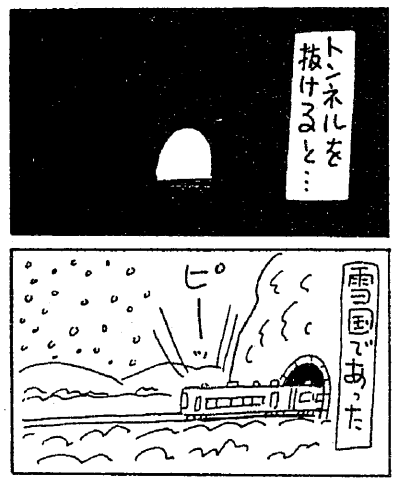
本部の役員としての初めての出来事は、二十五年前の三川鉱の大災害でした。みぞれの降る